

創立 100 周年記念
変動金利定期預金 With You

令和 6 年 10 月 11 日現在適用中

1. 商品名	・変動金利定期預金 With You (証書のみのお取扱い)
2. 募集対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人および法人のお客さま (個人は複利型・法人は単利型) ・新規のお預け入れ資金でご契約いただけるお客さま (当庫以外の預金・現金) ・当庫預金に 5 割以上の新規のお預け入れ資金を上乗せし作成いただけるお客さま ・法人のお客さまは当庫に利息振替入金先の口座が必要となります ・任意団体・金融法人・公共法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人等の非課税法人のお客さまは対象外となります。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 3 年 (満期日指定方式はご利用できません) ・預入時のお申し出により自動継続 (元金継続または元利金継続) のお取扱いができます。ただし、自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します。
4. 取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年 10 月 11 日～令和 7 年 4 月 30 日 ・お取扱期間内であっても、募集総額 30 億円に達し次第終了させていただきます。
5. 募集総額	・30 億円
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100,000 円以上 30,000,000 円以下 ・10,000 円単位
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しいたします。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・3 年もの変動金利定期預金店頭表示金利 + 上乗せ金利 0.15% ・預入後 6 か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から 6 ヶ月毎に、預入金額に応じ当金庫が預入の際に提示するスーパー定期預金 (3 百万円未満・3 百万円以上 1 千万円未満)・大口定期預金 (1 千万円以上) 6 ヶ月もの金利を指標金利とした利率設定方法に 0.15% を上乗せした金利により適用利率を変更します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・(複利型) 満期日以後に一括してお支払いします。 ・(単利型) 預入日から 6 ヶ月毎の中間利払日以後および満期日以後に分割してお支払いします。 ※中間利払利率は、約定利率×70% ・(複利型) 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 ヶ月毎の複利計算 ・(単利型) 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算

9. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・(個人) お利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。(ただし、マル優を利用する場合を除きます) ※平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。 ・(法人) お利息は総合課税となります。
10. 手数料	—
11. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する方はマル優 (障害者等の少額非課税貯蓄制度) が利用できます。
12. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・(複利) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、別表 (後記) の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 6 ヶ月毎の複利計算した中途解約利息とともに支払います。 ・(単利) 中間利払が支払われている場合は、中途解約との差額を清算します。
13. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧になるか、窓口にお尋ねください。
14. 苦情処理措置、紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置：本商品の苦情等は当金庫営業日に営業店またはお客様相談センター (0120-088-918、受付時間 9:00~17:00) にお申し出ください。 ・紛争解決措置：東京弁護士会 (03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので希望されるお客様は当金庫営業日に上記お客様相談センターまたは全国しんきん相談所 (03-3517-5825)、受付時間 9:00~17:00) にお申し出下さい。 また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) 一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センターもしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。

15. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険によっておひとり元本 1,000 万円までと利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)
--------------------	---

中途解約利率

預入期間が 6 ヶ月未満の場合	解約日の普通預金利率
預入期間が 6 ヶ月以上 1 年未満の場合	約定利率の 4 0 %
預入期間が 1 年以上 1 年 6 ヶ月未満の場合	約定利率の 5 0 %
預入期間が 1 年 6 ヶ月以上 2 年未満の場合	約定利率の 6 0 %
預入期間が 2 年以上 2 年 6 ヶ月未満の場合	約定利率の 7 0 %
預入期間が 2 年 6 ヶ月以上 3 年未満の場合	約定利率の 9 0 %

注：小数点第 4 位以下切捨て